Web年金広報

2026年 11
Vol.164（通巻809号）

発行所 特定非営利活動法人 年金・福祉推進協議会
〒101-0047
東京都千代田区内神田 2-15-9 The Kanda 282 9F
TEL:03-5209-1281 FAX:03-3256-8928
https://www.npo-nenkin.jp
E-mail：info@npo-nenkin.jp

Topics｜トピックス

- 11月は「ねんきん月間」、11月30日は「年金の日」
- 12月からiDeCo（個人型確定拠出年金）の制度が改正
- 2024年度の障害年金の認定状況
- 2026年中に92.0%の企業が賃金を引上げ～厚生労働省「2026年賃金引上げ等の実施に関する調査 結果の概要」
- フィリピン年金の日本国内での受取方法が変更
- 2027年10月から短時間労働者に対する被用者保険の適用が拡大～「日本年金機構からのお知らせ」10月号～
- 2026年8月末現在の国民年金の月次保険料納付率は3年経過納付率（最終的な納付率）で85.5%

◆11月は「ねんきん月間 」、11月30日は「年金の日」

日本年金機構は厚生労働省と協力して、11月を「ねんきん月間」と位置づけ、制度の普及・啓発活動に取り組んでいる。また、2014年から11月30日を「年金の日」と制定している。国民一人ひとりが「ねんきんネット」等を活用して自身の年金記録や公的年金の受給見込み額を確認し、高齢期の生活設計に思いを巡らしてもらうことを目的としている。

「ねんきん月間」の期間中は、全国各地の市・区役所または町村役場、大学、商業施設などで、年金事務所の職員などによる出張年金相談や年金セミナーなどが行われる。日本年金機構では2026年度の取り組みとして、公式Xによる「知っておきたい年金のはなし」の発信を行っているが、11月は毎営業日に発信する。また、「わたしと年金」エッセイの過去授賞作品や動画の案内、公的年金制度の説明動画の案内、「公的年金シミュレーターの周知、動画による年金クイズの実施を予定している（**表1**）。



「ねんきん月間」広報ポスター

＜表1＞　「ねんきん月間」における民間団体と協働した取組み

団体名	内　　容
●全国社会保険労務士会連合会	都道府県社会保険労務士会にポスター等による「年金の日」・「持ち主不明記録検索」の周知を実施。
●企業年金連合会	会員である全国の企業年金に「年金の日」・「持ち主不明記録検索」のポスターを配付。月刊誌「企業年金」で「年金の日」・「持ち主不明記録検索」の周知を実施。
●国民年金基金連合会	全国の国民年金基金にポスター等による「年金の日」・「持ち主不明記録検索」の周知を実施。
●全国銀行協会 ●全国地方銀行協会 ●信託協会 ●第二地方銀行協会	全国10銀行で、ポスター等による「年金の日」・「持ち主不明記録検索」の周知を実施。
●全国信用金庫協会	一部の信用金庫で、ポスター等による「年金の日」・「持ち主不明記録検索」の周知を実施。
●全国信用組合中央協会	一部の信用組合で、ポスター等による「年金の日」・「持ち主不明記録検索」の周知を実施。
●JA全中	ポスター等による「年金の日」・「持ち主不明記録検索」の周知を実施。
●全国労働金庫協会	全国のろうきん（労働金庫）の各店舗などで、ポスター等による「年金の日」・「持ち主不明記録検索」の周知を実施。
●生命保険協会	一部の生命保険会社で、ポスター等による「年金の日」・「持ち主不明記録検索」の周知を実施。
●日本損害保険協会	ポスターによる「年金の日」・「持ち主不明記録検索」の周知を実施。
●日本FP協会	ポスター等による「年金の日」・「持ち主不明記録検索」の周知を実施。
●JAバンク ●JFマリンバンク	全国のJAバンク・JFマリンバンクで、ポスター等による「年金の日」・「持ち主不明記録検索」の周知を実施。
●JA共済	ポスター等による「年金の日」・「持ち主不明記録検索」の周知を実施。
●全国年金受給者団体連合会	全国の年金受給者団体でポスター等による「年金の日」・「持ち主不明記録検索」の周知を実施。
●年金シニアプラン総合研究機構	「年金の日」にちなんだフォーラムとして、11月30日（日）に対面集合式を含むハイブリッド形式による「ユース年金学会」を日本年金学会及び年金シニアプラン総合研究機構において共催。詳しくは、年金シニアプラン総合研究機構のホームページ（https://www.nensoken.or.jp/）で。
●生命保険文化センター	ポスター等による「年金の日」・「持ち主不明記録検索」の周知を実施。
●全国社会保険協会連合会	月刊「社会保険」や、会員である都道府県社会保険協会でポスター等による「年金の日」・「持ち主不明記録検索」の周知を実施。
●ゆうちょ銀行	各営業所でポスターによる「年金の日」・「持ち主不明記録検索」の周知を実施。

＜厚生労働省ホームページより＞

◆12月からiDeCo（個人型確定拠出年金）の制度が改正に

2025年6月13日に「社会経済の変化を踏まえた年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する法律」（年金制度改正法（令和7年法律第74号））が成立したことにより、iDeCo（個人型確定拠出年金）の改正が2026年12月1日に施行される。改正内容は、①毎月の拠出限度額の引上げ、②加入可能年齢の70歳未満への拡大の2つとなる。なお、掛金の所得控除のメリットはそのまま継続され、掛金を増額すれば所得控除をより大きくすることが可能となる。

①　毎月の拠出限度額の引上げについて

今回の改正により、第2号被保険者（会社員など）の限度額が特に大きく引き上げられる（改正前23,000円、20,000円⇒改正後62,000円）（**図1**）。

＜図1＞　毎月の拠出限度額の引上げ

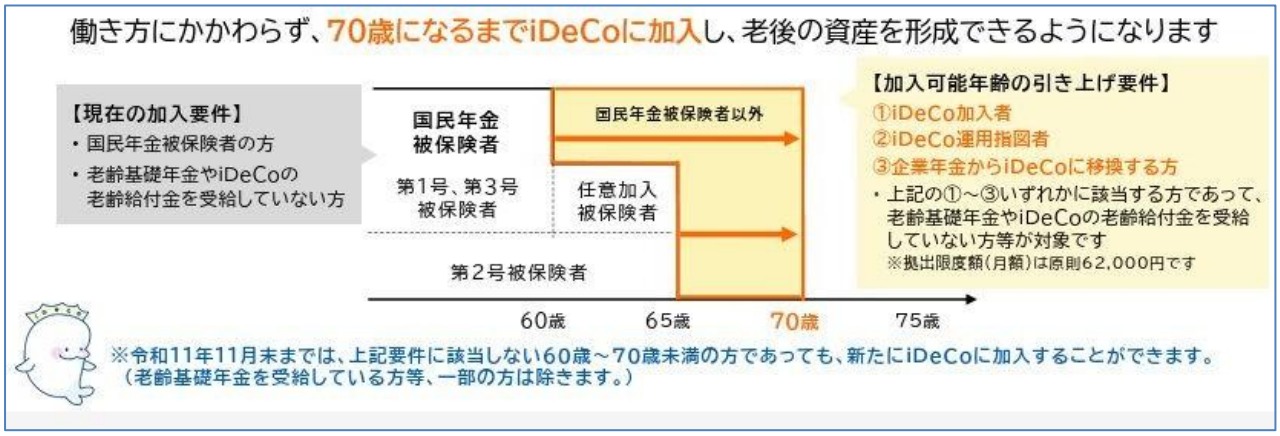


＜厚生労働省ホームページ「令和8年12月からiDeCoがパワーアップします！」より＞

②　加入可能年齢の70歳未満への拡大について

改正前の加入可能年齢は原則65歳未満だが、今後は65歳以上でも、老齢基礎年金を受給していないなどの要件を満たせば、働き方にかかわらず69歳まで掛金を拠出できるようになる（**図2**）。これにより例えば、50歳からiDeCoを始めても最大20年間の拠出が可能となる。

＜図2＞　70歳になるまで掛金の拠出が可能に



＜厚生労働省ホームページ「令和8年12月からiDeCoがパワーアップします！」より＞

＜気を付けたいこと＞

○新しい上限額の反映

12月分（2027年1月引落とし分）の掛金から新しい上限額が適用される。

○手数料の改定

2027年1月引落とし分より、国民年金基金連合会に対する毎月の手数料が105円から120円に変更される（年単位拠出の場合は、「120円×拠出期間の月数」の額が適用されるようになる。

○増額の手続き

各金融機関では、新限度額への増額や新規加入の事前受付の受付を開始している。締め切りは金融機関や手続きの内容等によって異なる（e-iDeCoによるWeb申請も可能）。

◆2024年度の障害年金の認定状況

日本年金機構は10月30日、「2024年度の障害認定状況についての調査報告書」を公表した。これによると、新規裁定1,000件（無作為抽出）のうち、非該当は130件（13.0%）であった。非該当割合は前年度調査の8.4%より4.6ポイント上昇し、2019年度の障害年金業務統計公表開始後、過去最高だった2019年度の12.4%とおおむね同水準となった。

非該当割合を種類別にみると、精神障害12.1%、外部障害10.8%、内部障害20.6%で、前年度（精神障害6.4%、外部障害10.2%、内部障害19.4%）と比較すると、精神障害の非該当割合の上昇が大きい（**表2**）。

不支給事案の個別確認の結果、内部及び外部障害は、医学的な検査数値等の客観的な指標が障害認定基準に定められているため、判断の理由が審査資料に明確に記載されているなど、特段の問題点等は確認できなかった（。

一方、精神障害は、このような指標による評価ができない部分があり、ガイドラインや障害等級の目安が定められている。不支給事案と目安との関連をみると、不支給事案に占める「目安より下位等級に認定され不支給となっているケース」または「目安が2つの等級にまたがるものについて、下位等級に認定され不支給となっているケース」の割合が75.3%となった。

再認定については、10,000件のうち、支給停止は105件（1.0%）。前年度の支給停止割合（1.1%）と同水準であった。

この度の主な調査事項、事実関係、今後の対応策については**表3**のとおり。

＜表2＞　障害の種類別にみる非該当割合

障害の種類	2024年度	2023年度	2024年度と2023年度の比較
精神障害	12.1%	6.4%	5.7ポイント増
外部障害	10.8%	10.2%	0.6ポイント増
内部障害	20.6%	19.4%	1.2ポイント増

＜表3＞　主な調査事項と事実関係・今後の対応策

調査事項	事実関係	今後の対応
（1）組織的な指示や対応があったか	●ヒアリングによると、障害年金センター長から、認定の根拠を明確にすべき等といった指摘はあったが、理事長やセンター長等が審査を厳しくすべきといった指示を行っていた等の事実は、確認できなかった。 ●認定医に関する文書は、ヒアリングによると、担当者間で引継等に使用。職員が担当する認定医は1～3名程度等であり、選択する余地はほとんどない旨の話があり、組織的に認定をコントロールする意図のものとは認められないが、認定の傾向に関することなど、一部に適切ではない記載内容も含まれていた。	●認定医に関する文書廃止 ●担当認定医の無作為での決定
（2）認定のプロセスに問題がないか （精神障害について）	●ヒアリングによると、診断書等に疑義があった場合は、医師等へ照会するなどの話があり、認定基準に定めるプロセスを逸脱している事実は確認できなかった。	―
（3）個別の認定が適正に行われているか （精神障害について）	●審査書類に、判断の理由が明確に記載されているとはいえず、丁寧さに欠けるものが見受けられる。 ●理由付記文書も申請者にとって分かりにくい記載がある。 ●認定医の審査の参考となるよう、等級案も含め、事前確認票が作成されているが、障害等級の目安と、診断書等の内容（病状の経過、具体的な日常生活状況等）をもとに総合的に認定する仕組みの中では、職員による等級案の必要性は高くない。 ●2024年度の不支給割合の上昇は、「障害等級の目安より下位等級に認定され不支給となっているケース」等が増えていることが寄与していると考えられる(2023年度：44.7%→2024年度：75.3%)。 ●2025年3月の報道を踏まえ、精神障害の新規裁定のうち、その時点で認定医の審査過程で不支給と見込まれた審査中の事案について、より丁寧な審査を行う観点から、障害年金センターに配置される常勤医師による確認を実施し、約1割が支給となった。	●審査書類に丁寧に記載することの徹底 ●認定事例の作成・考慮要素の徹底 ●理由付記文書の改善 ●精神障害について職員による等級案廃止 ●今後の全ての不支給事案について複数の認定医による審査 ●過去の精神障害等の不支給等事案の点検

◆2026年中に92.0%の企業が賃金を引上げ
～厚生労働省「2026年賃金引上げ等の実態に関する調査 結果の概要」～

厚生労働省は10月21日、「2026年賃金引上げ等の実態に関する調査 結果の概要」を公表した。調査によると、2026年中に「1人平均賃金を引き上げた・引き上げる」企業は前年調査より0.5ポイントアップの92.0%となった。「1人平均賃金を引き下げた・引き下げる」は0.4%、「1人平均賃金は変わらなかった・変わらない」は0.4%、「賃金の改定を実施しない」は2.1となった。産業別にみると、「引き上げた・引き上げる」と回答した企業では電気・ガス・要求熱・水道業の100.0%が、「引き下げた・引き下げる」と回答した企業では教育・学習支援業の3.7%が、「変わらなかった・変わらない」と回答した企業では鉱業、採石業、砂利採取業の12.9%が最も高かった。

2026年中に「引き上げた・引き上げる」とした企業の「1人平均賃金の改定額」は前年調査より343円増の14,257円で、改定率は前年調査と同じ4.5%であった。「引き下げた・引き下げる」とした企業の「1人平均賃金の改定額」は前年調査より3,881円増のマイナス5,028円、改定率は1.7%増のマイナス1.8%であった（**表4**）。

定期昇給制度、ベースアップ等の実施状況をみると、賃金改定を実施または予定している企業・実施しない企業の全体で「定昇制度あり」が84.2%、「定昇制度なし」が13.9%、「不詳」が1.9%であった。「定昇制度あり」とした企業のうち、「ベースアップを行った・行う」は57.9%、「ベースアップを行わなかった・行わない」が15.4%、「ベースダウンを行った・行う」は0.0%であった。

2026年8月1日現在の企業活動をみると、業況が「良い」が40.3%、「さほど良くない」が48.6%、「悪い」が8.4%であった。販売数量については「増加」が31.2%、「横ばい」が46.8%、「減少」が19.2%、また、販売価格については「上昇」が50.2%、「横ばい」が42.7%、「下落」が4.4であった。賃金改定にあたり最も重視した要素としては、「企業の業績」が46.0%と最も多く、次いで「労働力の確保・定着」12.1%、「雇用の維持」9.2%となっている。

＜表4＞　賃金改定区分・企業規模・産業別1人平均賃金の改定額及び改定率

		1人平均賃金の改定額（円）		1人平均賃金の改定率（%）	
		2026年	2025年	2026年	2025年
計		13,926	13,601	4.4	4.4
賃金改定区分	引上げ	14,257	13,914	4.5	4.5
	引下げ	△5,028	△8,909	△1.8	△3.5
企業規模	5,000人以上	16,680	16,784	4.8	5.1
	1,000～4,999人	15,402	15,859	4.7	5.0
	300～　999人	12,912	12,308	4.2	4.0
	100～　299人	11,279	10,264	3.9	3.6
産業	鉱業、採石業、砂利採取業	11,589	18,020	4.1	6.1
	建設業	20,599	20,724	5.5	5.9
	製造業	15,134	15,952	4.7	5.2
	電気・ガス・熱供給・水道業	17,634	19,611	5.0	5.3
	情報通信業	17,884	14,096	4.4	3.9
	運輸業、郵便業	8,815	10,545	3.0	3.6
	卸売業、小売業	13,173	12,183	4.3	4.2
	金融業、保険業	12,769	17,567	3.8	4.1
	不動産業、物品賃貸業	12,461	14,368	4.0	4.5
	学術研究、専門・技術サービス業	19,492	14,911	5.4	3.8
	宿泊業、飲食サービス業	11,940	10,177	4.2	3.6
	生活関連サービス業、娯楽業	9,210	7,744	3.5	2.9
	教育、学習支援業	12,674	9,300	4.3	3.2
	医療、福祉	8,540	5,589	3.3	2.3
	サービス業（他に分類されないもの）	11,927	8,621	4.3	3.4

◆フィリピン年金の日本国内での受取方法が変更に

フィリピンの銀行であるフィリピンナショナル銀行（PNB）の東京支店または名古屋出張所で口座を開設することで、日本国内でフィリピン年金の受け取りが可能になった。適用は10月16日より。このことを受けて、日本政府はフィリピン年金実施機関（SSS）と調整のうえ、フィリピン年金申請書（JP/PH1）の様式の一部を変更した（**表5**）。新しい様式は、日本年金機構の 日・フィリピン社会保障協定 申請書一覧（年金請求手続き） からダウンロードできる。

なお、この措置は新しくフィリピン年金を申請する場合、日本国内でのCTBCカードによる年金の受け取りができなくなったことを踏まえたもの。

＜表5＞　フィリピン年金の請求者のための申請書

変更の有無	申請が必要となる場合	申請書	注意事項
有	フィリピンの退職・障害・遺族年金を請求するとき	（社会保障に関するフィリピン共和国と日本国との間の協定） 「年金申請書」	受給権発生後に申請すること
無	フィリピンの障害年金を請求するとき	（社会保障に関するフィリピン共和国と日本国との間の協定） 「フィリピンの実施機関に提出する医療診断書」	受給権発生後に申請すること
無	フィリピン在住者が、日本の年金制度の加入期間があり、日本・フィリピン両国の年金加入期間を通算してフィリピンの年金を請求するとき	（社会保障に関するフィリピン共和国と日本国との間の協定） 「保険期間確認請求書」	フィリピン年金の「年金請求書」に添付すること

◆2027年10月から短時間労働者に対する被用者保険の適用が拡大
～「日本年金機構からのお知らせ」10月号～

日本年金機構は10月21日、ホームページ内の「日本年金機構からのお知らせ」10月号において、2027年10月から、被保険者数が36人以上の企業等（現在は被保険者数51人以上の企業等）で働く短時間労働者は、新たに社会保険の加入対象となることを広報した。対象となる可能性がある事業所の事業主には、お知らせの送付等により個別の案内を行う。なお、賃金要件（所定内賃金が月額8.8万円以上）は2026年10月1日に撤廃された。

被保険者数が36人以上の企業等について

厚生年金保険の被保険者（短時間労働者は含まない。共済組合員は含む）の総数※が、1年のうち6か月以上36人以上となることが見込まれる企業等のことをいう。

※ 法人事業所の場合は、法人番号が同一であるすべての適用事業所の被保険者の総数となり、個人事業所の場合は、適用事業所単位の被保険者数となる。

なお、10月号には、上記以外に「2026年10月1日から国民年金保険料の育児免除制度が始まりました」、「賞与支払届の手続きは、『電子申請』をご利用ください！」、「『27年分　社会保険料（国民年金保険料）控除証明書』を送付します」等が掲載された。

◆2026年8月末現在の国民年金の月次保険料納付率は3年経過納付率（最終的な納付率）で85.5%

厚生労働省は10月30日、2026年8月末現在の国民年金保険料の納付率を公表した。

【2023年8月分の納付率】（3年経過納付率）

対前年同期比0.3ポイント増の85.5%であった。3年経過納付率は最終的な納付率の状況を示すものとなっている。納付対象月数は762万月で、納付月数は652万月。

【2024年8月分の納付率】（2年経過納付率）

対前年同期比3.2ポイント増の86.2%であった。納付対象月数は748万月で、納付月数は644万月。

【2025年8月分の納付率】（1年経過納付率）

1年経過納付率は83.9%であった。納付対象月数は740万月で、納付月数は621万月。

なお、都道府県別に見ると、納付率が最も高いのは、3年経過納付率で新潟県の92.6%、2年経過納付率で新潟県の93.1%、1年経過納付率で新潟県の91.5%となった。